



発行 新潟県

号外 2

平成24年12月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 規 則

- 50 技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（人事課）
- 51 新潟県立看護大学規則を廃止する規則（文書私学課）
- 52 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則（文書私学課）
- 53 新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（福祉保健課）
- 54 新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則（医務薬事課）
- 55 新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢福祉保健課）
- 56 新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢福祉保健課）
- 57 新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例施行規則（高齢福祉保健課）
- 58 新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢福祉保健課）
- 59 新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（高齢福祉保健課）
- 60 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（高齢福祉保健課）
- 61 新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢福祉保健課）
- 62 新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢福祉保健課）
- 63 新潟県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 64 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（児童家庭課）
- 65 新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（児童家庭課）
- 66 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

## 病院局管理規程

- 12 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 13 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 14 新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

## 企業局管理規程

- 8 新潟県企業局企業職員給与規程等の一部を改正する規程（企業局総務課）

## 議会規則

- 1 新潟県議会会議規則の一部を改正する規則（議事調査課）

## 人事委員会規則

- 6-1705 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1706 一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1707 平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1708 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1709 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

- 6-1710 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1711 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1712 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1713 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1714 産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1715 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1716 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

**教育委員会規則**

- 6 技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（教育庁総務課）

規 則

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第50号**

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

**第1条** 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第1</b> (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">技能労務職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第5</b> (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p>	<p><b>別表第1</b> (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">技能労務職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第5</b> (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p>

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年新潟県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～6 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き規則別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年新潟県規則第65号)の施行の日において同規則附則第2項の規定により一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年新潟県条例第56号)附則第2項第1号に規定する減額対象職員とみなされる者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額(その職務の級が4級以上の職員にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(知事が定</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～6 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き規則別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年新潟県規則第65号)の施行の日において同規則附則第2項の規定により一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年新潟県条例第56号)附則第2項第1号に規定する減額対象職員とみなされる者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額(その職務の級が4級以上の職員にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(知事が定</p>

<p>める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を給料として支給する。</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>8～11 (略)</p>
---	--

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

新潟県立看護大学規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第51号**

新潟県立看護大学規則を廃止する規則

新潟県立看護大学規則(平成13年新潟県規則第121号)は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第52号**

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和52年新潟県規則第81号)は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第53号

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第56号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(救護施設の設備の基準)

**第3条** 条例第16条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第16条第4項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室(以下「特別居室」という。)を設けること。

カ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア、ウ、エ及びカに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 前2項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(救護施設の職員の配置の基準)

**第4条** 条例第18条第2項の生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(給付金)

**第5条** 条例第24条の規則で定める給付金は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第16条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年9月厚生労働省告示第375号)に定めるものとする。

(更生施設の設備の基準)

**第6条** 更生施設の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

2 第3条第1項、第2項第1号(オ及びカを除く。)及び第2号から第6号まで並びに第3項の規定は、更生施設の設備の基準について準用する。この場合において、同条第1項中「第16条第2項」とあるのは、「第26条において準用する条例第16条第2項」と読み替えるものとする。

(更生施設の職員の配置の基準)

**第7条** 条例第27条第2項の生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

(給付金に関する規定の更生施設への準用)

**第8条** 第5条の規定は、更生施設について準用する。この場合において、同条中「第24条」とあるのは、「第30条において準用する条例第24条」と読み替えるものとする。

(授産施設の設備の基準)

**第9条** 条例第32条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 作業室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所 男子用と女子用を別に設けること。

(宿所提供施設の設備の基準)

**第10条** 宿所提供施設の炊事設備の火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

2 第3条第2項第1号(オ及びカを除く。)並びに第3項第1号及び第2号の規定は、宿所提供施設の設備の基準について準用する。

(設備の基準に関する規定の事業授産施設への準用)

**第11条** 第9条の規定は、事業授産施設の設備の基準について準用する。この場合において、第9条中「第32条第2項」とあるのは、「第44条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

(委任)

**第12条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第54号

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(病院の従業者に関する基準)

**第3条** 病院に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適當数
- (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適當数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

(病院の施設に関する基準)

**第4条** 条例第7条第1項各号の施設の構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること（消毒施設を有する病院に限る。）。
- (2) 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有するものであること。
- (3) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有するものであること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

(療養病床を有する診療所の従業者に関する基準)

**第5条** 療養病床を有する診療所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

2 第3条第2項の規定は、前項第1号及び第2号に掲げる事項について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設に関する基準)

**第6条** 第4条第2号から第4号までの規定は、条例第9条第1項各号の施設の構造設備について準用する。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 精神病床を有する病院（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）による改正後の省令第43条の2に規定するものを除く。）については、当分の間、第3条第1項第2号ただし書中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。

3 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）附則第52条第1項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数は、当該病院の精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）が完了するまでの間（平成30年3月31日までの間に限る。）は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(1) 療養病床（転換病床（省令附則第51条の転換病床をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数

(2) 転換病床に係る病室の入院患者の数を9をもって除した数

(3) 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数

(4) 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数

4 前項の病院に置くべき看護補助者の員数は、当該病院の精神病床又は療養病床の転換が完了するまでの間（平成30年3月31日までの間に限る。）は、第3条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を9をもって除した数に2を乗じて得た数を加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1とする。）とする。

5 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日前から健康保険法等の一部を改正する法律第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（附則第3項に規定する病院であるものを除く。以下この項、附則第7項及び第8項において「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以



下「看護師等の員数」という。)が第3条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院(以下この項において「特定病院」という。)であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき看護師等の員数は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成30年3月31日までの間は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科<sup>くわう</sup>においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

6 療養病床を有する診療所に置くべき看護師等の員数は、当分の間、第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については看護師又は准看護師とする。

7 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日前から特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第5条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所(以下この項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事(その開設地が保健所を設置する市の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長とする。次項において同じ。)に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数は、施行日から平成30年3月31日までの間は、同項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

8 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日前から特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が附則第6項に定める数に満たない診療所(以下この項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数は、施行日から平成30年3月31日までの間は、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1(そのうちの1については、看護師又は准看護師)とする。

新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 新潟県規則第55号

新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者)

**第3条** 介護老人保健施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数
- (2) 看護及び介護職員 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（看護職員の員数は看護及び介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護及び介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。）
- (3) 支援相談員 1以上（入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上）
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
- (5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあっては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- (7) 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であって、当該本体施設の入所者の処遇に支障がないときは、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員
- (2) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適当数  
(施設)

**第4条** 条例第5条第4項の施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

る。

- (1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂 2平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
- (3) 浴室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
  - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 療養室のある階ごとに設けること。
- (6) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 療養室のある階ごとに設けること。
  - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
  - ウ 常夜灯を設けること。

2 条例第5条第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

**第5条** 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - ア 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第32条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
  - イ 条例第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
  - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第6条第4項の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (3) 階段には、手すりを設けること。
- (4) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
  - ア 幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。
  - イ 手すりを設けること。
  - ウ 常夜灯を設けること。
- (5) 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(内容及び手続の説明及び同意)

**第6条** 介護老人保健施設は、条例第7条第2項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 次項各号に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

2 条例第7条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

- ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(利用料等)

**第7条** 条例第14条第1項の規則で定める費用の額は、介護保険法（以下「法」という。）第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月厚生省告示第123号）に定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

4 条例第14条第4項ただし書の規則で定める費用は、第2項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(診療の方針)

**第8条** 条例第18条の医師の診療の方針は、次のとおりとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

(3) 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）第15条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。

(6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年3月厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。

(計画担当介護支援専門員の業務)

**第9条** 条例第28条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (5) 条例第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
(感染症等の発生が疑われる際の対処等に関する手順)

**第10条** 条例第33条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月厚生労働省告示第268号）に定めるものとする。

（ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準）

**第11条** 条例第46条第5項の設備構造の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ユニット 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。
    - ア 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
      - (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
      - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
    - イ 洗面所 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
      - (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
    - ウ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (ア) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
      - (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
      - (ウ) 常夜灯を設けること。
  - (2) 浴室 次に掲げる要件を満たしていること。
    - ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
    - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
    - ウ 専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものであること。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。
- (1) ユニット型介護老人保健施設の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
    - ア 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
    - イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
      - (ア) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第55条において準用する条例第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
      - (イ) 条例第55条において準用する条例第32条に規定する訓練については、条例第55条において準用する条例第32条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
      - (ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
  - (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
  - (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、

その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 階段には、手すりを設けること。

(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(6) 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

3 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(ユニット型介護老人保健施設の利用料等)

**第12条** 条例第47条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第47条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(準用)

**第13条** 第6条及び第8条から第10条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第7条第2項の規定により同条第1項」とあるのは「第55条において準用する条例第7条第2項の規定により条例第55条において準用する条例第7条第1項」と、第6条第2項中「第7条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第7条第2項」と、第8条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する条例第18条」と、第9条中「第28条」とあるのは「第55条において準用する条例第28条」と、第9条第4号中「第38条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第38条第2項」と、第9条第5号中「第40条第3項」とあるのは「第55条において準用する条例第40条第3項」と、第10条中「第33条第2項第4号」とあるのは「第55条において準用する条例第33条第2項第4号」と読み替えるものとする。

(委任)

**第14条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下この項において「施行法」という。)第8条第1項の規定により当該介護老人保健施設について法第94条第1項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの(以下「みなし介護老人保健施設」という。)であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設(施行法第24条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条第4項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。)として開設されたものについて、第4条第1項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 3 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和63年厚生省令第1号。以下「老人保健施設基準」という。)附則第3条の規定の適用を受け平成12年4月1日前から老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第5条第3項第1号(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 4 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準附則第2条第1項の規定の適用を受け平成12年4月1日前から老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第5条第3項第4号アの規定は、適用しない。
- 5 平成14年4月1日において現に医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物(同日において現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、同月2日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の同条第2項第4号に規定する療養病床若しくは同項第5号に規定する一般病床又は医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床若しくは同項第5号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病床を転換して平成18年3月31日までに開設され、又は増設される介護老人保健施設であって第5条第3項第4号アの規定に適合しないもの(当該転換に当たって当該規定に適合させることが困難であったものに限る。)の構造設備(当該転換に係る部分に限る。)については、同号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 6 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。附則第8項及び第9項において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。附則第8項及び第9項において同じ。)を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第1項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。
- 7 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第4条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
  - (1) 機能訓練室と合計した面積を3平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とするとともに、食事の提供に支障がない広さを確保すること。
  - (2) 1平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上を有すること。
- 8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第5条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあつては100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者

が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、第5条第3項第4号ア及び第11条第2項第5号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下の幅にあっては、1.6メートル以上）とする。

- 10 平成17年10月1日前から法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）による改正後の基準省令第5章（第41条第2項第1号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第11条第1項第1号ア(イ)の規定を適用する場合には、同号ア(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
  - 11 平成18年4月1日において現に存する療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）若しくは一般病床（同法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）であって、かつ、同日以降療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の廊下幅については、当分の間、第5条第3項第4号ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
-



新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第56号

新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

**第3条** 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第11条第5項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（ウの設備を除いた有効面積は14.85平方メートル）以上とすること。ただし、条例第11条第4項ただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。

ウ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

エ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（ウの設備を除いた有効面積は13.2平方メートル）以上とすること。ただし、条例第11条第4項ただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。

ウ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

エ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

4 前3項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(職員配置の基準)

**第4条** 軽費老人ホームに置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上

## (3) 介護職員 次に掲げる要件に該当する数

- ア 一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）第218条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）第204条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上
- イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上
- ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。

7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。

9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。

10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。

11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。

12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者

(2) 診療所 その他の従業者

13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(入所申込者等に対する説明等)

**第5条** 軽費老人ホームは、条例第13条第3項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、

あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 次項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

2 条例第13条第3項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

（利用料）

**第6条** 条例第17条第1項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）
- (4) 居室に係る光熱水費
- (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

（生活相談員の業務）

**第7条** 条例第24条第1項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

- (2) 条例第32条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。

- (3) 条例第34条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録を行うこと。

（感染症等の発生が疑われる際の対処等に関する手順）

**第8条** 条例第27条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月厚生労働省告示第268号）に定めるものとする。

（委任）

**第9条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（軽費老人ホームA型の設備の基準）

2 条例附則第8項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な

ものであること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例附則第10項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 一の居室の定員は、原則として1人とする。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、6.6平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。

- (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

- (3) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）

4 軽費老人ホームA型に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1

- (2) 生活相談員 次に掲げる要件に該当する数

ア 入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

イ 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

- (3) 介護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上

イ 入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

- (4) 看護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

イ 入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

- (5) 栄養士 1以上

- (6) 事務員 2以上

- (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

- (8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

5 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、1以上

- (2) 介護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

イ 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

ウ 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、3以上

エ 一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4以上

オ 一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

カ 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

- (3) 看護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、1以上

イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、2以上

6 附則第4項第2号の生活相談員のうち、1人を主任生活相談員としなければならない。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であつて入所者の数が50以下のものにあつては、この限りで

ない。

- 7 附則第4項第3号の介護職員又は附則第5項第2号の一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型における介護職員のうち、1人を主任介護職員としなければならない。
- 8 附則第4項から前項までの入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。
- 9 附則第4項及び第5項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 10 附則第4項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 11 附則第4項第2号及び第5項第1号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 12 附則第7項の主任介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 13 附則第4項第4号及び第5項第3号イの看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 14 附則第4項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 15 附則第4項第6号の事務員のうち1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあっては、2人）は、常勤の者でなければならない。
- 16 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。  
（軽費老人ホームA型の利用料）
- 17 条例附則第12項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。
  - (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
  - (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
  - (3) 居室に係る光熱水費
  - (4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 18 前項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。  
（軽費老人ホームA型における生活相談員の業務）
- 19 条例附則第15項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。
  - (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
  - (2) 条例附則第18項において準用する条例第32条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。
  - (3) 条例附則第18項において準用する条例第34条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての条例附則第18項において準用する条例第34条第3項の記録を行うこと。  
（準用）
- 20 第5条及び第8条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第5条第1項中「第13条第3項の規定により同条第1項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第13条第3項の規定により条例附則第18項において準用する条例第13条第1項」と、第5条第2項中「第13条第3項」とあるのは「附則第18項において準用する条例第13条第3項」と、第8条中「第27条第2項第4号」とあるのは「附則第18項において準用する条例第27条第2項第4号」と読み替えるものとする。

新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 新潟県規則第57号

新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例施行規則

#### 目次

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 介護予防訪問介護

##### 第1節 人員に関する基準（第3条）

##### 第2節 運営に関する基準（第4条）

##### 第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第5条・第6条）

#### 第3章 介護予防訪問入浴介護

##### 第1節 人員に関する基準（第7条）

##### 第2節 運営に関する基準（第8条）

##### 第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第9条・第10条）

#### 第4章 介護予防訪問看護

##### 第1節 人員に関する基準（第11条）

##### 第2節 運営に関する基準（第12条）

#### 第5章 介護予防訪問リハビリテーション（第13条）

#### 第6章 介護予防居宅療養管理指導

##### 第1節 人員に関する基準（第14条）

##### 第2節 運営に関する基準（第15条）

#### 第7章 介護予防通所介護

##### 第1節 人員に関する基準（第16条）

##### 第2節 設備に関する基準（第17条）

##### 第3節 運営に関する基準（第18条・第19条）

##### 第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第20条－第22条）

#### 第8章 介護予防通所リハビリテーション

##### 第1節 人員に関する基準（第23条）

##### 第2節 設備に関する基準（第24条）

##### 第3節 運営に関する基準（第25条）

#### 第9章 介護予防短期入所生活介護

##### 第1節 人員に関する基準（第26条）

##### 第2節 設備に関する基準（第27条・第28条）

##### 第3節 運営に関する基準（第29条－第32条）

##### 第4節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準

###### 第1款 設備に関する基準（第33条・第34条）

###### 第2款 運営に関する基準（第35条－第38条）

##### 第5節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第39条－第41条）

#### 第10章 介護予防短期入所療養介護

##### 第1節 人員に関する基準（第42条）

##### 第2節 設備に関する基準（第43条）

##### 第3節 運営に関する基準（第44条・第45条）

##### 第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第46条）

##### 第5節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

###### 第1款 運営に関する基準（第47条・第48条）

###### 第2款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第49条）

#### 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 人員に関する基準（第50条）

第2節 設備に関する基準（第51条）

第3節 運営に関する基準（第52条・第53条）

第4節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準（第54条）

第2款 設備に関する基準（第55条）

第3款 運営に関する基準（第56条）

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 人員に関する基準（第57条）

第2節 運営に関する基準（第58条・第59条）

第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第60条・第61条）

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 人員に関する基準（第62条）

第2節 運営に関する基準（第63条・第64条）

第14章 雑則（第65条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 介護予防訪問介護

第1節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

**第3条** 指定介護予防訪問介護事業所ごとに置くべき条例第6条第1項の訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 条例第6条第2項に規定するサービス提供責任者としなければならない者の員数は、利用者（指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第6条第3項の規則で定める者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年3月厚生労働省告示第118号）に定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

**第4条** 指定介護予防訪問介護事業者は、条例第9条第2項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 条例第9条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算

機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

### 第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに置くべき条例第44条第1項の訪問介護員等の員数は、3人以上とする。

2 条例第44条第2項に規定するサービス提供責任者としなければならない者の員数は、1人以上とする。

(準用)

第6条 第4条の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第48条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第48条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

### 第3章 介護予防訪問入浴介護

#### 第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第7条 指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上

(2) 介護職員 1以上

2 前項の介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

#### 第2節 運営に関する基準

(準用)

第8条 第4条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第58条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第58条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

### 第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

第9条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員 1以上

(2) 介護職員 1以上

(準用)

第10条 第4条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第64条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第64条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

### 第4章 介護予防訪問看護

#### 第1節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

第11条 指定介護予防訪問看護事業所ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。



- (1) 指定介護予防訪問看護ステーション 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、2.5以上
  - イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
- (2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員適当数

2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

## 第2節 運営に関する基準

(準用)

**第12条** 第4条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第76条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第76条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

## 第5章 介護予防訪問リハビリテーション

(準用)

**第13条** 第4条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第86条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第86条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

## 第6章 介護予防居宅療養管理指導

### 第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第14条** 指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- ア 医師又は歯科医師 1以上
  - イ 薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- (2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師1以上
- (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第66条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員1以上

### 第2節 運営に関する基準

(準用)

**第15条** 第4条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第95条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第95条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

## 第7章 介護予防通所介護

### 第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第16条** 指定介護予防通所介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定

介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第100条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定介護予防通所介護の単位は、指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

#### 第2節 設備に関する基準

**第17条** 条例第101条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

#### 第3節 運営に関する基準

(利用料)

**第18条** 条例第102条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 食事の提供に要する費用
  - (3) おむつ代
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 2 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月厚生労働省告示第419号)に定めるところによるものとする。

(準用)

**第19条** 第4条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第109条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第109条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第4節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

**第20条** 基準該当介護予防通所介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
  - (2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
  - (3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第133条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
  - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の基準該当介護予防通所介護の単位は、基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。  
（設備及び備品等）

**第21条** 条例第116条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。  
（準用）

**第22条** 第4条及び第18条の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第117条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第117条において準用する条例第9条第1項」と、第18条第1項中「第102条第3項」とあるのは「第117条において準用する条例第102条第3項」と読み替えるものとする。

## 第8章 介護予防通所リハビリテーション

### 第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第23条** 指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第137条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が10人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに規定する人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に規定する人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

## 第2節 設備に関する基準

**第24条** 条例第120条第1項の規則で定める面積は、3平方メートルに利用定員（指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じた面積以上とする。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

## 第3節 運営に関する基準

(準用)

**第25条** 第4条及び第18条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第125条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第125条において準用する条例第9条第1項」と、第18条第1項中「第102条第3項」とあるのは「第125条において準用する条例第102条第3項」と読み替えるものとする。

## 第9章 介護予防短期入所生活介護

### 第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第26条** 指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 1以上

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第149条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第148条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所におい

て一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員(指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

## 第2節 設備に関する基準

(条例第133条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホーム)

**第27条** 条例第133条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホームは、前条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

(設備及び備品等)

**第28条** 条例第134条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第144条において準用する条例第106条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第144条において準用する条例第106条に規定する訓練については、条例第144条において準用する条例第106条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第134条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第134条第5項の規則で定める特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

- 4 条例第134条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
    - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
    - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
    - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
  - (2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
  - (3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。
  - (4) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。
  - (5) 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。
- 5 条例第134条第7項の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
  - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
  - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
  - (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

### 第3節 運営に関する基準

(利用料等)

**第29条** 条例第137条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月厚生省告示第123号）に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第127号）に定める場合を除く。）
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。
- 3 条例第137条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（条例第140条第3号の規則で定める特別養護老人ホーム）

**第30条** 条例第140条第3号の規則で定める特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

（条例第141条第1号の規則で定める特別養護老人ホーム）

**第31条** 条例第141条第1号の規則で定める特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

（準用）

**第32条** 第4条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第135条第2項において準用する条例第9条第2項」と、第4

条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第135条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第4節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準

##### 第1款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第33条 条例第155条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
  - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
    - ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第161条において準用する条例第144条において準用する条例第106条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
    - イ 条例第161条において準用する条例第144条において準用する条例第106条に規定する訓練については、条例第161条において準用する条例第144条において準用する条例第106条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
    - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第155条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第155条第5項の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第66号）第34条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）とする。
- 4 条例第155条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。
    - ア 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
      - (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第172条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第170条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。
      - (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
      - (エ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
      - (オ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
    - イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
      - (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
      - (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
    - ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

5 条例第155条第7項の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(準用)

**第34条** 第27条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、同条の見出し及び同条中「第133条第1項ただし書」とあるのは「第156条において準用する条例第133条第1項ただし書」と、「前条第2項」とあるのは「第26条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第2款 運営に関する基準

(利用料等)

**第35条** 条例第157条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第157条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(条例第158条第3号及び第4号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム)

**第36条** 条例第158条第3号及び第4号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームとする。

(条例第160条第1号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム)

**第37条** 条例第160条第1号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第26条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームとする。

(準用)

**第38条** 第32条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第4条の」とあるのは「第32条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第135条第2項」とあるのは「第161条において



準用する条例第135条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項」と、「第135条第1項」とあるのは「第161条において準用する条例第135条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

**第39条** 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 1以上
  - (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第183条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条第1項第2号において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上
  - (3) 栄養士 1以上
  - (4) 機能訓練指導員 1以上
  - (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(設備及び備品等)

**第40条** 条例第171条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
    - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
    - イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
    - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
  - (2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員（基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
  - (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
  - (4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
  - (5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

(準用)

**第41条** 第3節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「第137条第3項」とあるのは「第173条において準用する条例第137条第3項」と、第29条第3項中「第137条第4項ただし書」とあるのは「第173条において準用する条例第137条第4項ただし書」と、第30条の見出し及び同条中「第140条第3号」とあるのは「第173条において準用する条例第140条第3号」と、第31条の見出し及び同条中「第141条第1号」とあるのは「第173条において準用する条例第141条第1号」と、第32条中「第4条の」とあるのは「第32条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第135条第2項」とあるのは「第173条において準用する条例第135条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項」と、「第135条第1項」とあるのは「第173条において準用する条例第135条第1項」と読み替えるものとする。

**第10章 介護予防短期入所療養介護****第1節 人員に関する基準**

(従業者の員数)

**第42条** 指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第191条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第190条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

**第2節 設備に関する基準**

**第43条** 条例第176条第1項第4号アの規則で定める面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとする。

**第3節 運営に関する基準**

(利用料等)

**第44条** 条例第178条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活に

においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第178条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。  
(準用)

**第45条** 第32条の規定は、介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第4条の」とあるのは「第32条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第135条第2項」とあるのは「第183条において準用する条例第135条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第32条において準用する第4条第1項」と、「第135条第1項」とあるのは「第183条において準用する条例第135条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(診療の方針)

**第46条** 条例第186条の医師の診療の方針は、次のとおりとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年3月厚生省告示第124号）に定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年3月厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

#### 第5節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### 第1款 運営に関する基準

(利用料等)

**第47条** 条例第194条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。
- 3 条例第194条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(準用)

**第48条** 第45条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第32条」とあるのは「第45条において準用する第32条」と、「第183条」とあるのは「第198条において準用する条例第183条」と読み替えるものとする。

**第2款** 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(準用)

**第49条** 第46条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第186条」とあるのは、「第203条において準用する条例第186条」と読み替えるものとする。

**第11章** 介護予防特定施設入居者生活介護

**第1節** 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第50条** 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者をいう。以下この章において同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第218条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第218条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合における介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護職員又は介護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直

時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第2項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

### 第2節 設備に関する基準

第51条 条例第207条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第207条第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 介護居室は、次の要件を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする。ことができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

### 第3節 運営に関する基準

（利用料等）

第52条 条例第212条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる

もの

(準用)

**第53条** 第4条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第208条第4項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第208条第1項」と読み替えるものとする。

**第4節** 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

**第1款** 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第54条** 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第240条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第239条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合における外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

**第2款** 設備に関する基準

**第55条** 条例第231条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第231条第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室は、次の要件を満たすこと。
    - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする事ができるものとする。
    - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
    - ウ 地階に設けてはならないこと。
    - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
    - オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
  - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。
  - (3) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
  - (4) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

### 第3款 運営に関する基準

(準用)

**第56条** 第4条及び第52条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第232条第4項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第232条第1項」と、第52条中「第212条第3項」とあるのは「第236条において準用する条例第212条第3項」と読み替えるものとする。

### 第12章 介護予防福祉用具貸与

#### 第1節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

**第57条** 指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

#### 第2節 運営に関する基準

(利用料等)

**第58条** 条例第243条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

**第59条** 第4条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第250条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第250条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第3節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

**第60条** 基準該当介護予防福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

(準用)

**第61条** 第4条及び第58条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第255条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第255条において準用する条例第9条第1項」と、第58条中「第243条第3項」とあるのは「第255条において準用する条例第243条第3項」と読み替えるものとする。

### 第13章 特定介護予防福祉用具販売

#### 第1節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

**第62条** 指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

#### 第2節 運営に関する基準

(販売費用の額等)

**第63条** 条例第261条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- (2) 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用  
(準用)

**第64条** 第4条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第264条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第264条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第14章 雑則

(委任)

**第65条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第60号。以下「指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）附則第2項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第28条第4項第1号ア及びイ並びに第2号（ただし書を除く。）並びに第5項の規定は、適用しない。
- 3 指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第4項の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第33条第4項第1号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 4 指定居宅サービス等基準条例施行規則附則第3項の規定の適用を受けている基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められる場合は、第40条第1項第1号ア及びイ並びに第2号（ただし書を除く。）の規定は、適用しない。
- 5 当分の間、居宅サービスの利用者のうち認定省令附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第50条第2項第2号ア中「3」とあるのは「10」と、第54条第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする。



新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。  
平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第58号

新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第63号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者)

**第3条** 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法（昭和23年法律第205号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
  - (2) 療養病床に係る病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
  - (3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
  - (4) 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適當数
  - (5) 介護支援専門員 1以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 医師 常勤換算方法で、1以上
  - (2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
  - (3) 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
  - (4) 介護支援専門員 1以上
- 3 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
  - (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 次に掲げる要件に該当する数
    - ア 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の2の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
    - イ 老人性認知症疾患療養病棟（アの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上
  - (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
  - (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
  - (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
  - (6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 4 前3項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第1項から第3項までの常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床

(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。

- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。)及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。
- 9 第3項第1号の医師のうち1人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。
- 10 第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

(構造設備)

**第4条** 条例第5条第3項の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (2) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (5) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (6) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

**第5条** 条例第6条第3項の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (2) 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (5) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。
- (6) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

**第6条** 条例第7条第3項の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。)の床面積は、入院患者1人につき18平方メートル以上とすること。
- (3) 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上(医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上)とすること。
- (4) 生活機能回復訓練室は、60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。
- (5) デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき2平方メートル以上の面積を有すること。
- (6) 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有すること。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。
- (7) 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

(内容及び手続の説明及び同意)

**第7条** 指定介護療養型医療施設は、条例第8条第2項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、

文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 次項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

2 条例第8条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

- ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

（利用料等）

**第8条** 条例第15条第1項の規則で定める費用の額は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 条例第15条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月厚生省告示第123号）に定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

4 条例第15条第4項ただし書の規則で定める費用は、第2項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（診療の方針）

**第9条** 条例第19条の医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年3月厚生省告示第124号）に定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入

所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成12年3月厚生省告示第125号)に定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第16項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(計画担当介護支援専門員の業務)

**第10条** 条例第27条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
  - (2) 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
  - (3) 条例第37条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
  - (4) 条例第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (感染症等の発生が疑われる際の対処等に関する手順)

**第11条** 条例第32条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年3月厚生労働省告示第268号)に定めるものとする。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の構造設備)

**第12条** 条例第45条第3項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。
    - ア 病室 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (7) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。
      - (4) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第45条第2項ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
      - (9) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
      - (5) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
    - イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
      - (4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
      - (9) 必要な設備及び備品を備えること。
    - ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
      - (4) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
    - エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
      - (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
  - (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
  - (3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
  - (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第1項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。

**第13条** 条例第46条第3項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(4) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第46条第2項ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(9) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(9) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第1項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

**第14条** 条例第47条第3項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

ア 病室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(4) 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第47条第2項ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(9) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(9) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(3) 生活機能回復訓練室 60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の利用料等)

**第15条** 条例第48条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが相当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第48条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(準用)

**第16条** 第7条及び第9条から第11条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第8条第2項の規定により同条第1項」とあるのは「第56条において準用する条例第8条第2項の規定により条例第56条において準用する条例第8条第1項」と、第7条第2項中「第8条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第8条第2項」と、第9条中「第19条」とあるのは「第56条において準用する条例第19条」と、第10条中「第27条」とあるのは「第56条において準用する条例第27条」と、第10条第3号中「第37条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第37条第2項」と、第10条第4号中「第39条第3項」とあるのは「第56条において準用する条例第39条第3項」と、第11条中「第32条第2項第4号」とあるのは「第56条において準用する条例第32条第2項第4号」と読み替えるものとする。

(委任)

**第17条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、当分の間、第3条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 常勤換算方法で、1以上

(2) 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。ただし、そのうちの1については看護職員とするものとする。

- (3) 介護支援専門員 1以上
- 3 当分の間、第3条第3項第3号中「6」とあるのは、「8」とする。
- 4 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第3条第3項第4号中「作業療法士」とあるのは「週に1日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第10項中「第3項第4号の作業療法士及び同項第5号の精神保健福祉士」とあるのは「第3項第5号の精神保健福祉士」とする。
- 5 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。）であって、平成13年医療法施行規則等改正省令第7条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第4条第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 6 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。）であって、平成13年医療法施行規則等改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第4条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第5条第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 7 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第6条第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 8 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までの間は、第3条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。
- 9 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第3条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上
- (5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 10 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第4条第2号及び第12条第1項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 11 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第6条第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。
- 12 当分の間、第3条第3項第2号イ中「1以上」とあるのは、「1以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものと

する。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

- 13 平成13年3月1日前から存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、第6条第1号中「内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル」とあるのは、「入院患者1人につき6.0平方メートル」とする。
  - 14 平成17年10月1日前から法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第139号)による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「平成17年基準省令」という。)第5章(第39条第2項第1号イ(3)及び同号ロ(2)、第40条第2項第1号イ(3)及び同号ロ(2)並びに第41条第2項第1号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものに係るユニットに属さない病室を改修したユニットの病室について、第12条第1項第1号ア(イ)、第13条第1項第1号ア(イ)又は第14条第1項第1号ア(イ)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「10.65平方メートル以上」とあるのは「10.65平方メートル以上を標準」と、「21.3平方メートル以上」とあるのは「21.3平方メートル以上を標準」とする。
  - 15 平成17年10月1日前から法第48条第1項第3号の規定に基づく指定を受けている介護療養型医療施設であつて、平成17年基準省令第5章に規定する基準を満たすものについて、第12条第1項第1号イ(イ)、第13条第1項第1号イ(イ)又は第14条第1項第1号イ(イ)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
-



新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。  
平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第59号

新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第64号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者)

**第3条** 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 介護職員又は看護職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - ア 介護職員及び看護職員の総数 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
  - イ 看護職員の数 次に掲げる要件に該当する数
    - (ア) 入所者の数が30を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、1以上
    - (イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、2以上
    - (ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3以上
    - (エ) 入所者の数が130を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合の介護職員及び看護職員(条例第54条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

8 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

9 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(設備)

**第4条** 条例第6条第2項第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 間仕切壁、家具等により、条例第6条第2項本文の基準を満たす居室(以下この項において「個室」とい

う。)に準じたプライバシーの確保が図られていること。

(2) 個室への転換が容易にできるように設計されていること。

2 条例第6条第4項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(7) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

(8) 廊下幅 1.8メートル以上(中廊下の幅にあっては、2.7メートル以上)とすること。

3 前項各号に掲げる設備及び条例第6条第1項第9号の消火設備その他の非常災害に際して必要な設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

**第5条** 指定介護老人福祉施設は、条例第7条第2項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 条例第7条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

ア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(利用料等)

**第6条** 条例第14条第1項の規則で定める費用の額は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月厚生省告示第123号）に定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。
- 4 条例第14条第4項ただし書の規則で定める費用は、第2項第1号から第4号までに掲げる費用とする。  
（計画担当介護支援専門員の業務）

**第7条** 条例第28条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 条例第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (7) 条例第41条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。  
（感染症等の発生が疑われる際の対処等に関する手順）

**第8条** 条例第33条第2項第4号の規則で定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月厚生労働省告示第268号）に定めるものとする。

（ユニット型指定介護老人福祉施設の設備）

**第9条** 条例第47条第4項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。
  - ア 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
    - (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
    - (ロ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第47条第2項ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
    - (ハ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
    - (ニ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
  - イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。
    - (イ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常

生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 廊下幅 1.8メートル以上(中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上)として差し支えない。

2 前項第2号から第4号までに掲げる設備及び条例第47条第1項第5号の消火設備その他の非常災害に際して必要な設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の利用料等)

**第10条** 条例第48条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第48条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(準用)

**第11条** 第5条、第7条及び第8条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第5条第1項中「第7条第2項の規定により同条第1項」とあるのは「第56条において準用する条例第7条第2項の規定により条例第56条において準用する条例第7条第1項」と、第5条第2項中「第7条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第7条第2項」と、第7条中「第28条」とあるのは「第56条において準用する条例第28条」と、第7条第5号中「第16条第5項」とあるのは「第49条第7項」と、第7条第6号中「第39条第2項」とあるのは「第56条において準用する条例第39条第2項」と、第7条第7号中「第41条第3項」とあるのは「第56条において準用する条例第41条第3項」と、第8条中「第33条第2項第4号」とあるのは「第56条において準用する条例第33条第2項第4号」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）について第4条第2項第1号アの規定を適用する場合には、同号ア中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。
- 3 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第4条第2項第7号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 当分の間、第6条第1項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。
- 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第2項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
- 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第2項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
  - (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
  - (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第4条第2項第8号及び第9条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.6メートル以上）とする。
- 8 平成15年4月1日前から法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第5章（第40条第1号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第9条第1項第1号イ(イ)の規定を適用する場合には、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

9 当分の間、第6条第2項第1号中「食費の基準費用額(同条第4項)とあるのは「食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。)にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額)(法第51条の3第4項)と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額)」と、第6条第2項第2号及び第10条第1項第2号中「居住費の基準費用額(同条第4項)とあるのは「居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額)(法第51条の3第4項)と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額)」と、第10条第1項第1号中「食費の基準費用額(同条第4項)とあるのは「食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定基準費用額)(法第51条の3第4項)と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額)」とする。

---

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第60号

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

#### 目次

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 訪問介護

##### 第1節 人員に関する基準（第3条）

##### 第2節 運営に関する基準（第4条）

##### 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準（第5条・第6条）

#### 第3章 訪問入浴介護

##### 第1節 人員に関する基準（第7条）

##### 第2節 運営に関する基準（第8条・第9条）

##### 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準（第10条・第11条）

#### 第4章 訪問看護

##### 第1節 人員に関する基準（第12条）

##### 第2節 運営に関する基準（第13条）

#### 第5章 訪問リハビリテーション（第14条）

#### 第6章 居宅療養管理指導

##### 第1節 人員に関する基準（第15条）

##### 第2節 運営に関する基準（第16条）

#### 第7章 通所介護

##### 第1節 人員に関する基準（第17条）

##### 第2節 設備に関する基準（第18条）

##### 第3節 運営に関する基準（第19条・第20条）

##### 第4節 指定療養通所介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

###### 第1款 人員に関する基準（第21条）

###### 第2款 設備に関する基準（第22条）

###### 第3款 運営に関する基準（第23条・第24条）

##### 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第25条―第27条）

#### 第8章 通所リハビリテーション

##### 第1節 人員に関する基準（第28条）

##### 第2節 設備に関する基準（第29条）

##### 第3節 運営に関する基準（第30条）

#### 第9章 短期入所生活介護

##### 第1節 人員に関する基準（第31条）

##### 第2節 設備に関する基準（第32条・第33条）

##### 第3節 運営に関する基準（第34条―第37条）

##### 第4節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準

###### 第1款 設備に関する基準（第38条・第39条）

###### 第2款 運営に関する基準（第40条―第43条）

##### 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第44条―第46条）

#### 第10章 短期入所療養介護

##### 第1節 人員に関する基準（第47条）

##### 第2節 設備に関する基準（第48条）

##### 第3節 運営に関する基準（第49条―第51条）

##### 第4節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関する基準（第52条・第53条）

#### 第11章 特定施設入居者生活介護

##### 第1節 人員に関する基準（第54条）

第2節 設備に関する基準(第55条)

第3節 運営に関する基準(第56条・第57条)

第4節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準(第58条)

第2款 設備に関する基準(第59条)

第3款 運営に関する基準(第60条)

第12章 福祉用具貸与

第1節 人員に関する基準(第61条)

第2節 運営に関する基準(第62条・第63条)

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準(第64条・第65条)

第13章 特定福祉用具販売

第1節 人員に関する基準(第66条)

第2節 運営に関する基準(第67条・第68条)

第14章 雑則(第69条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第65号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 訪問介護

第1節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

**第3条** 指定訪問介護事業所ごとに置くべき条例第6条第1項の訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 条例第6条第2項に規定するサービス提供責任者としなければならない者の員数は、利用者(指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第62号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第6条第3項の規則で定める者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月厚生労働省告示第118号)に定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第4条** 指定訪問介護事業者は、条例第9条第2項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 次項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

2 条例第9条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
  - ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法



イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

### 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 基準該当訪問介護事業所ごとに置くべき条例第44条第1項の訪問介護員等の員数は、3人以上とする。

2 条例第44条第2項に規定するサービス提供責任者としなければならない者の員数は、1人以上とする。

(準用)

第6条 第4条の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第48条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第48条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

## 第3章 訪問入浴介護

### 第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第7条 指定訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上

(2) 介護職員 2以上

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

### 第2節 運営に関する基準

(利用料等)

第8条 条例第53条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(準用)

第9条 第4条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

### 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第10条 基準該当訪問入浴介護事業所ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員 1以上

(2) 介護職員 2以上

(準用)

第11条 第4条及び第8条の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第64条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第64条において準用する条例第9条第1項」と、第8条中「第53条第3項」とあるのは「第64条において準用する条例第53条第3項」と読み替えるものとする。

## 第4章 訪問看護

### 第1節 人員に関する基準

(看護師等の員数)

**第12条** 指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定訪問看護ステーション 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、2.5以上
  - イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
- (2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所 指定訪問看護の提供に当たる看護職員適当数

2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

#### 第2節 運営に関する基準

(準用)

**第13条** 第4条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第80条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第80条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第5章 訪問リハビリテーション

(準用)

**第14条** 第4条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第90条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第90条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第6章 居宅療養管理指導

##### 第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第15条** 指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - ア 医師又は歯科医師 1以上
  - イ 薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師1以上
- (3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第66条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員1以上

#### 第2節 運営に関する基準

(準用)

**第16条** 第4条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第99条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第99条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第7章 通所介護

##### 第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第17条** 指定通所介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（指定通所介護事業者が指定介護

予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定通所介護事業所の利用定員（指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

#### 第2節 設備に関する基準

第18条 条例第103条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

#### 第3節 運営に関する基準

(利用料等)

第19条 条例第104条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 前項第3号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

(準用)

第20条 第4条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第114条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第114条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第4節 指定療養通所介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

##### 第1款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第21条 指定療養通所介護事業所ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら

当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

#### 第2款 設備に関する基準

**第22条** 条例第120条第2項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員（指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じた面積以上とする。

#### 第3款 運営に関する基準

（利用料等）

**第23条** 条例第132条の規定により読み替えて適用される条例第104条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 食事の提供に要する費用
  - (3) おむつ代
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定療養通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 2 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（準用）

**第24条** 第4条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第121条第2項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第121条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

**第25条** 基準該当通所介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員（基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

- 5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(設備)

**第26条** 条例第135条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(準用)

**第27条** 第4条及び第19条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第136条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第136条において準用する条例第9条第1項」と、第19条第1項中「第104条第3項」とあるのは「第136条において準用する条例第104条第3項」と読み替えるものとする。

## 第8章 通所リハビリテーション

### 第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第28条** 指定通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
- ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第118条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が10人以下の場合には、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
- イ アに規定する人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

- (1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
- (2) 前号に規定する人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

**第2節 設備に関する基準**

**第29条** 条例第139条第1項の規則で定める面積は、3平方メートルに利用定員（指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じた面積以上とする。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

**第3節 運営に関する基準**

（準用）

**第30条** 第4条及び第19条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第147条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第147条において準用する条例第9条第1項」と、第19条中「第104条第3項」とあるのは「第147条において準用する条例第104条第3項」と読み替えるものとする。

**第9章 短期入所生活介護****第1節 人員に関する基準**

（従業者の員数）

**第31条** 指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 1以上
  - (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第131条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上
  - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
  - (4) 栄養士 1以上
  - (5) 機能訓練指導員 1以上
  - (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数
- 2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。
- 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

**第2節 設備に関する基準**

(条例第151条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホーム)

**第32条** 条例第151条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホームは、前条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

(設備及び備品等)

**第33条** 条例第152条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第169条において準用する条例第111条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
  - イ 条例第169条において準用する条例第111条に規定する訓練については、条例第169条において準用する条例第111条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
  - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第152条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第152条第5項の規則で定める特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

4 条例第152条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
  - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
  - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

5 条例第152条第7項の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

### 第3節 運営に関する基準

(利用料等)

**第34条** 条例第155条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場

合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月厚生省告示第123号）に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第155条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（条例第165条第3号の規則で定める特別養護老人ホーム）

**第35条** 条例第165条第3号の規則で定める特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

（条例第166条第1号の規則で定める特別養護老人ホーム）

**第36条** 条例第166条第1号の規則で定める特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

（準用）

**第37条** 第4条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第153条第2項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第153条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第4節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準

##### 第1款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

**第38条** 条例第172条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第182条において準用する条例第169条において準用する条例第111条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第182条において準用する条例第169条において準用する条例第111条に規定する訓練については、条例第182条において準用する条例第169条において準用する条例第111条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第172条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第172条第5項の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第66号）第34条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）とする。

4 条例第172条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。



ア 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第155条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第153条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

(ロ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(オ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ロ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

5 条例第172条第7項の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

（準用）

**第39条** 第32条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、同条の見出し及び同条中「第151条第1項ただし書」とあるのは「第173条において準用する条例第151条第1項ただし書」と、第32条中「前条第2項」とあるのは「第31条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第2款 運営に関する基準

（利用料等）

**第40条** 条例第174条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場

合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第174条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（条例第179条第3号及び第4号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム）

**第41条** 条例第179条第3号及び第4号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームとする。

（条例第181条第1号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム）

**第42条** 条例第181条第1号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームとする。

（準用）

**第43条** 第37条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第4条の」とあるのは「第37条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第153条第2項」とあるのは「第182条において準用する条例第153条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項」と、「第153条第1項」とあるのは「第182条において準用する条例第153条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

**第44条** 基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 1以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第167条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条第1項第2号において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 栄養士 1以上
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

（設備及び備品等）

**第45条** 条例第187条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

- (2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員（基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- 2 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

(準用)

**第46条** 第3節の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条第1項中「第155条第3項」とあるのは「第189条において準用する条例第155条第3項」と、第34条第3項中「第155条第4項ただし書」とあるのは「第189条において準用する条例第155条第4項ただし書」と、第35条の見出し及び同条中「第165条第3号」とあるのは「第189条において準用する条例第165条第3号」と、第36条の見出し及び同条中「第166条第1号」とあるのは「第189条において準用する条例第166条第1号」と、第37条中「第4条の」とあるのは「第37条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第153条第2項」とあるのは「第189条において準用する条例第153条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項」と、「第153条第1項」とあるのは「第189条において準用する条例第153条第1項」と読み替えるものとする。

## 第10章 短期入所療養介護

### 第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第47条** 指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第175条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第174条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び

入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

### 第2節 設備に関する基準

**第48条** 条例第192条第1項第4号アの規則で定める面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとする。

### 第3節 運営に関する基準

(利用料等)

**第49条** 条例第194条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第194条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(診療の方針)

**第50条** 条例第197条の医師の診療の方針は、次のとおりとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年3月厚生省告示第124号）に定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年3月厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(準用)

**第51条** 第37条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第4条の」とあるのは「第37条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第153条第2項」とあるのは「第205条において準用する条例第153条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項」と、「第153条第1項」とあるのは「第205条において準用する条例第153条第1項」と読み替えるものとする。

### 第4節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関する基準

(利用料等)

**第52条** 条例第209条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者を選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者を選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
  - (6) 理美容代
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。
- 3 条例第209条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（準用）

**第53条** 第50条及び第51条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第50条中「第197条」とあるのは「第217条において準用する条例第197条」と、第51条中「第37条」とあるのは「第51条において準用する第37条」と、「第205条」とあるのは「第217条において準用する条例第205条」と読み替えるものとする。

## 第11章 特定施設入居者生活介護

### 第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第54条** 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者をいう。以下この章において同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上
  - (2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 次に掲げる要件に該当する数
    - ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
    - イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
      - (7) 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
      - (4) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
    - ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
  - (3) 機能訓練指導員 1以上
  - (4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第204条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第204条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合における特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」と

いう。)が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護職員又は介護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(7) 総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(4) 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

## 第2節 設備に関する基準

**第55条** 条例第221条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第221条第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 介護居室は、次の要件を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする。ことができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

- (5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

### 第3節 運営に関する基準

（利用料等）

**第56条** 条例第226条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの（準用）

**第57条** 第4条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第222条第4項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第222条第1項」と読み替えるものとする。

### 第4節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

#### 第1款 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第58条** 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
  - (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上
  - (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第228条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第227条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合における外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上
  - (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
  - (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
- 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、

利用者(第2項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

### 第2款 設備に関する基準

**第59条** 条例第243条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第243条第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室は、次の要件を満たすこと。
  - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする。
  - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
  - ウ 地階に設けてはならないこと。
  - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。
- (3) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
- (4) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

### 第3款 運営に関する基準

(準用)

**第60条** 第4条及び第56条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第244条第4項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第244条第1項」と、第56条中「第226条第3項」とあるのは「第249条において準用する条例第226条第3項」と読み替えるものとする。

### 第12章 福祉用具貸与

#### 第1節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

**第61条** 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

#### 第2節 運営に関する基準

(利用料等)

**第62条** 条例第254条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

**第63条** 第4条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第264条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第264条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

**第64条** 基準該当福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

(準用)

**第65条** 第4条及び第62条の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4



条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第266条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第266条において準用する条例第9条第1項」と、第62条中「第254条第3項」とあるのは「第266条において準用する条例第254条第3項」と読み替えるものとする。

### 第13章 特定福祉用具販売

#### 第1節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第66条 指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

#### 第2節 運営に関する基準

(販売費用の額等)

第67条 条例第272条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第68条 第4条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第277条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第277条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

### 第14章 雑則

(委任)

第69条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日において現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老福法」という。）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。）（基本的な設備が完成されているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第33条第4項第1号ア及びイ並びに第2号（ただし書を除く。）並びに第5項の規定は、適用しない。

3 平成12年4月1日において現に存する老人短期入所事業の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）若しくは老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第45条第1項第1号ア及びイ並びに第2号（ただし書を除く。）の規定は、適用しない。

4 平成15年4月1日において現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第9章第5節（第140条の4第6項第1号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第38条第4項第1号イ(イ)の規定を適用する場合においては、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

5 当分の間、利用者のうち認定省令附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第54条第1項第2号ア及び第2項第2号ア中「3」とあるのは「10」と、第58条第1項第2号及び第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする。

新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 新潟県規則第61号

新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

**第3条** 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
  - イ 条例第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
  - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第11条第4項第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 間仕切壁、家具等により、条例第11条第4項本文の基準を満たす居室（以下この項において「個室」という。）に準じたプライバシーの確保が図られていること。
- (2) 個室への転換が容易にできるように設計されていること。

4 条例第11条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 地階に設けてはならないこと。
  - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
  - ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
  - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - オ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
  - カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
  - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 静養室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
  - イ 前号ア及びウからキまでに定めるところによること。
- (3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 居室のある階ごとに設けること。
  - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

- イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (6) 医務室 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (8) 介護職員室 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- イ 必要な備品を備えること。
- (9) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- イ 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
- (2) 3階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- （職員の配置の基準）

**第4条** 特別養護老人ホームに置かなければならない職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 介護職員又は看護職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数
- ア 介護職員及び看護職員の総数 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- イ 看護職員の数 次に掲げる要件に該当する数
- (7) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上
- (イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上
- (ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上
- (エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (5) 栄養士 1以上
- (6) 機能訓練指導員 1以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

- 3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（感染症等の発生が疑われる際の対処等に関する手順）

**第5条** 条例第27条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月厚生労働省告示第268号）に定めるものとする。

（ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準）

**第6条** 条例第37条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
  - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
    - ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第44条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
    - イ 条例第44条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、条例第44条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
    - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第37条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第37条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。
    - ア 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
      - (ロ) 地階に設けてはならないこと。
      - (ハ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第37条第4項ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
      - (ニ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
      - (ホ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
      - (ヘ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
      - (ヒ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
      - (フ) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
      - (ク) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
    - イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。
      - (イ) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常

生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

4 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあっては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下の幅にあっては、1.8メートル以上）として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（ユニット型特別養護老人ホームへの準用）

**第7条** 第5条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同条中「第27条第2項第4号」とあるのは、「第44条において準用する条例第27条第2項第4号」と読み替えるものとする。

（地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準）

**第8条** 条例第46条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第50条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第50条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、条例第50条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第46条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれ

がある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第46条第4項第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。
- (1) 間仕切壁、家具等により、条例第46条第4項本文の基準を満たす居室（以下この項において「個室」という。）に準じたプライバシーの確保が図られていること。
  - (2) 個室への転換が容易にできるように設計されていること。
- 4 条例第46条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
    - ア 地階に設けてはならないこと。
    - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
    - ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
    - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
    - オ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
    - カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
    - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
  - (2) 静養室 次に掲げる要件を満たしていること。
    - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
    - イ 前号ア及びウからキまでに定めるところによること。
  - (3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
  - (4) 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。
    - ア 居室のある階ごとに設けること。
    - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
  - (5) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
    - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
    - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
  - (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
  - (7) 調理室 次に掲げる要件を満たしていること。
    - ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
    - イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
  - (8) 介護職員室 次に掲げる要件を満たしていること。
    - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
    - イ 必要な備品を備えること。
  - (9) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる要件を満たしていること。
    - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
    - イ 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階

段を有する場合は、1以上)有すること。

(2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下の幅にあっては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準)

**第9条** 地域密着型特別養護老人ホームに置かなければならない職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 1以上

(4) 介護職員又は看護職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数

ア 介護職員及び看護職員の総数 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

イ 看護職員の数 1以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項、第6項及び第8項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 診療所 事務員その他の従業者

10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

11 地域密着型特別養護老人ホームに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を

定める条例（平成24年新潟県条例第65号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第149条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第131条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

（地域密着型特別養護老人ホームへの準用）

**第10条** 第5条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同条中「第27条第2項第4号」とあるのは、「第50条において準用する条例第27条第2項第4号」と読み替えるものとする。

（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準）

**第11条** 条例第52条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第54条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第54条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、条例第54条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第52条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第52条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。



(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(4) 地階に設けてはならないこと。

(9) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第52条第4項ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(5) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(6) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(8) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(3) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(7) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(6) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(4) 地階に設けてはならないこと。

(9) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(5) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

4 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 廊下及び階段には手すりを設けること。
  - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
  - (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 6 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームへの準用)

**第12条** 第5条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同条中「第27条第2項第4号」とあるのは、「第54条において準用する条例第27条第2項第4号」と読み替えるものとする。

(委任)

**第13条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）について第3条第4項第1号イ及び第8条第4項第1号イの規定を適用する場合には、これらの規定中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。
- 3 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第3条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第8条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第6項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第3条第4項第9号ア及び第8条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。
- 5 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第3条第4項第9号ア及び第8条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
  - (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
  - (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させると

もに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第3条第6項第1号、第6条第5項第1号、第8条第6項第1号及び第11条第5項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.6メートル以上）とする。

- 7 平成14年8月7日前から存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号。以下「平成14年改正省令」という。）による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第3章（第35条第4項第1号ロ(3)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第6条第3項第1号イ(ウ)の規定を適用する場合には、同号イ(ウ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
  - 8 平成18年4月1日前から平成14年改正省令附則第2条第2項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームに係る第11条第3項第1号イ(ウ)の規定の適用については、同号イ(ウ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
  - 9 特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等（第9条第11項に規定する指定短期入所生活介護事業所等をいう。）のうち、平成18年4月1日前からその入所定員が当該特別養護老人ホームの入所定員を超えているもの（建築中のものを含む。）については、同条第13項の規定は、適用しない。
-

新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 新潟県規則第62号

新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

**第3条** 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第12条第4項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 地階に設けてはならないこと。
  - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
  - ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- (2) 静養室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
  - イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
  - ウ ア及びイに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。
- (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
- (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 前2項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員の配置の基準)

**第4条** 養護老人ホームに置かなければならない職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (4) 支援員 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号）第239条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号）第227条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者

- 生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が15又はその端数を増すごとに1以上
- (5) 看護職員 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (6) 栄養士 1以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた相当数
- 2 前項(第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。)の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 支援員 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上
- (3) 看護職員 次に掲げる要件に該当する数
- ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上
- イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 第1項第3号又は前項第1号の生活相談員のうち、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員としなければならない。
- 4 第1項第4号又は第2項第2号の支援員のうち、1人を主任支援員としなければならない。
- 5 第1項から第3項までの入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 6 第1項、第2項、第10項及び第12項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 7 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 8 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 9 第3項の主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。
- 10 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。
- 11 第4項の主任支援員は、常勤の者でなければならない。
- 12 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。
- 13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。
- 14 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (2) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)
- (3) 診療所 事務員その他の従業者
- (感染症等の発生が疑われる際の対処等に関する手順)

**第5条** 条例第25条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月厚生労働省告示第268号）に定めるものとする。

（委任）

**第6条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 昭和41年10月1日前から存する養護老人ホームについては、第3条第2項第1号イ及び同条第3項第1号の規定は、当分の間、適用しない。

3 平成18年4月1日前から存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）に係る居室については、第3条第2項第1号イ中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、3.3平方メートル」とする。

**別表（第4条関係）**

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上100以下	14
101以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

新潟県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 新潟県規則第63号

新潟県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

新潟県食品衛生法施行細則（昭和48年新潟県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）並びに新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に伴い必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p><b>第17条</b> 条例第6条の規定による届出は、別記第12号様式によるものとする。</p> <p><b>第12号様式</b>（第17条関係）            廃業（休業・復業）届出書            (略)            廃業（休業・復業）したので、<u>新潟県食品衛生法施行条例第6条</u>の規定により届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p><b>第13号様式</b>（第18条関係）            食品衛生責任者設置（変更）届出書            (略)            食品衛生責任者を設置（変更）したので、<u>新潟県食品衛生法施行条例別表第1の1第9号イ</u>の規定により届け出ます。</p> <p>(略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）並びに新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例（平成11年新潟県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に伴い必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p><b>第17条</b> 条例第5条の規定による届出は、別記第12号様式によるものとする。</p> <p><b>第12号様式</b>（第17条関係）            廃業（休業・復業）届出書            (略)            廃業（休業・復業）したので、<u>新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例第5条</u>の規定により届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p><b>第13号様式</b>（第18条関係）            食品衛生責任者設置（変更）届出書            (略)            食品衛生責任者を設置（変更）したので、<u>新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例別表第1の1第9号イ</u>の規定により届け出ます。</p> <p>(略)</p>

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 新潟県規則第64号

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(給付金)

**第3条** 条例第17条の規則で定める給付金は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年9月厚生労働省告示第374号）に定めるもの（以下この条において「給付金」という。）とする。

2 条例第17条に規定する金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(乳児院の長の資格等)

**第4条** 条例第31条第1項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会（平成23年9月厚生労働省告示第311号）において指定するものとする。

2 条例第31条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定する講習会の課程を修了した者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は第2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 条例第31条第2項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

**第5条** 条例第39条第1項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

2 条例第39条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定する講習会の課程を修了した者とする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は第2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 条例第39条第2項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

(母子支援員の資格)

**第6条** 条例第40条第1号の規則で定める児童福祉施設の職員を養成する学校は、地方厚生局長（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第18条に規定する地方厚生局長の長をいう。以下同じ。）又は地方厚生支局長（同法第19条に規定する地方厚生支局長の長をいう。）（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校とする。



2 条例第40条第5号の規則で定める者は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定するものとする。

（保育の内容）

**第7条** 条例第50条の規則で定める指針は、保育所保育指針（平成20年3月厚生労働省告示第141号）に定めるものとする。

（児童厚生施設の職員）

**第8条** 条例第55条第2項第1号の規則で定める児童福祉施設の職員を養成する学校は、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校とする。

2 条例第55条第2項第4号の規則で定める者は、学校教育法施行規則第150条に規定するものとする。

3 条例第55条第2項第6号の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当と認めたものであることとする。

- (1) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (3) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (4) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（児童養護施設の長の資格等）

**第9条** 条例第60条第1項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

2 条例第60条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定する講習会の課程を修了した者とする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は第2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 条例第60条第2項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

（児童指導員の資格）

**第10条** 条例第61条第1号の規則で定める児童福祉施設の職員を養成する学校は、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校とする。

2 条例第61条第8号の規則で定める者は、学校教育法施行規則第150条に規定するものとする。

（福祉型障害児入所施設の職員）

**第11条** 条例第69条第1項の規則で定めるものは、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月厚生労働省告示第230号）に定める者とする。

（情緒障害児短期治療施設の長の資格等）

**第12条** 条例第94条第1項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

2 条例第94条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる期間の合計が3年以上である者又は児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定する講習会の課程を修了した者とする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第1号又は第2号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

3 条例第94条第2項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が

指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

**第13条** 条例第102条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる期間が5年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上)である者とする。

- (1) 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
- (2) 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- (3) 社会福祉施設の職員として勤務した期間(第1号又は第2号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 条例第102条第2項の規則で定める者は、児童福祉施設最低基準第22条の2等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者及び厚生労働大臣が指定する講習会において指定するものとする。

(児童自立支援専門員の資格)

**第14条** 条例第103条第3号の規則で定める児童自立支援専門員を養成する学校は、地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校とする。

2 条例第103条第4号から第7号までの規則で定める期間は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる期間とする。

3 条例第103条第7号の規則で定める者は、学校教育法施行規則第150条に規定するものとする。

(委任)

**第15条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

---

新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 新潟県規則第65号

新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第77号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

**第3条** 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第12条第4項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

(5) その他の設備 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(給付金)

**第4条** 条例第17条の規則で定める給付金は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第14条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年9月厚生労働省告示第376号）に定めるものとする。

2 条例第17条に規定する金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年6月17日前から存する婦人保護施設の建物（建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第3条第2項第1号ア中「4.95平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

**新潟県規則第66号**

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表（第2条関係）</b>                      (1)～(460) (略)  <u>(460)の2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>  <u>(460)の3 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>  <u>(460)の4 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>  <u>(460)の5 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</u>  <u>(460)の6 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</u>  <u>(460)の7 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</u>                      (460)の8 (略)                      (460)の9 (略)                      (461)～(497) (略)</p>	<p><b>別表（第2条関係）</b>                      (1)～(460) (略)                      (460)の2 (略)                      (460)の3 (略)                      (461)～(497) (略)  <u>(497)の2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>  <u>(497)の3 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>  <u>(497)の4 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>  <u>(497)の5 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</u>                      (498)～(585) (略)</p>

**附 則**

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

病院局管理規程

## 新潟県病院局管理規程第12号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県病院事業管理者 江 口 孝 雄

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成18年新潟県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（県の一般職員の例による人事委員会規則で定める職員を除く。）には、<u>平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u>を給料として支給する。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（県の一般職員の例による人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7～9 (略)</p>

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><b>別表第1</b>（第3条関係） 技能労務職給料表 (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p>	<p><b>別表第1</b>（第3条関係） 技能労務職給料表 (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を給料月額とする。</p>

第2条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成18年新潟県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b> 1～6 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 7 切替日の前日から引き続き規程別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成21年新潟県病院局管理規程第7号）の施行の日において同規程附則第2項の規定により一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年新潟県条例第56号）附則第2項第1号に規定する減額対象職員とみなされる者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額（その職務の級が4級以上の職員にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、<u>平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u>を給料として支給する。 8～10 (略)</p>	<p><b>附 則</b> 1～6 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 7 切替日の前日から引き続き規程別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成21年新潟県病院局管理規程第7号）の施行の日において同規程附則第2項の規定により一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年新潟県条例第56号）附則第2項第1号に規定する減額対象職員とみなされる者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額（その職務の級が4級以上の職員にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 8～10 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(施行細則)

2 この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

---

新潟県病院局管理規程第14号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第2</b>（第2条関係）</p> <p>ア 行政職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 医療職給料表(二) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>エ 医療職給料表(三) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>オ 福祉職給料表 （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>カ 技能労務職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同</p>	<p><b>別表第2</b>（第2条関係）</p> <p>ア 行政職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ウ 医療職給料表(二) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>エ 医療職給料表(三) （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>オ 福祉職給料表 （略）</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p>カ 技能労務職給料表 （略）</p> <p>備考（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同</p>



表に定める調整基本額に100分の98.91を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。	表に定める調整基本額に100分の98.82を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。
---	---

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**企業局管理規程**

新潟県企業局管理規程第8号

新潟県企業局企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県企業管理者 藤澤 浩一

新潟県企業局企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(新潟県企業局企業職員給与規程の一部改正)

第1条 新潟県企業局企業職員給与規程(昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><b>別表第1 (第3条関係)</b> 技能労務職給料表 (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.91を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p>	<p><b>別表第1 (第3条関係)</b> 技能労務職給料表 (略) 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に100分の98.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p>

(新潟県企業局企業職員給与規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 新潟県企業局企業職員給与規程等の一部を改正する規程(平成18年新潟県企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b> 1～6 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 7 切替日の前日から引き続き給与規程別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(新潟県企業局企業職員給与規程等の一部を改正する規程(平成21年新潟県企業局管理規程第11号)の施行の日において同規程附則第2項の規定により一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年新潟県条例第56号)附則第2項第1号に規定する減額対象職員とみなされる者)にあっては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額(その職務の級が4級以上の職員にあっては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(企業局長が定める職員を除く。)には、<u>平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を給料として支給する。</u> 8～10 (略)</p>	<p><b>附 則</b> 1～6 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 7 切替日の前日から引き続き給与規程別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(新潟県企業局企業職員給与規程等の一部を改正する規程(平成21年新潟県企業局管理規程第11号)の施行の日において同規程附則第2項の規定により一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年新潟県条例第56号)附則第2項第1号に規定する減額対象職員とみなされる者)にあっては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額(その職務の級が4級以上の職員にあっては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(企業局長が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 8～10 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。

議 会 規 則

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県議会議長 小川 和雄

**新潟県議会規則第1号**

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第22条</b> 委員会が知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員、その他地方自治法第121条第1項本文の規定による説明員の出席を求めるときは、議長を経てこれをしなければならない。</p>	<p><b>第22条</b> 委員会が知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公安委員会の委員長及び監査委員、その他地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求めるときは、議長を経てこれをしなければならない。</p>
<p><b>第109条</b> 地方自治法第121条第1項本文の規定により、出席した説明員において、質問に対し直ちに答弁し難い事由があるときは、議長は、期日を指定して答弁書を提出させることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第109条</b> 地方自治法第121条の規定により、出席した説明員において、質問に対し直ちに答弁し難い事由があるときは、議長は、期日を指定して答弁書を提出させることができる。</p> <p>2 (略)</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1705号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則第6-1186号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p>(教育職給料表(三))</p> <p><b>第2条</b> 一般職の職員の給与に関する条例別表第3ロの備考(1)の人事委員会規則で定めるものは、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師とする。</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p>	<p><b>第1条</b> (略)</p> <p>(<u>教育職給料表(一)</u>)</p> <p><b>第2条</b> <u>教育職給料表(一)は、県立看護大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び実習助手に適用する。</u></p> <p>(教育職給料表(三))</p> <p><b>第3条</b> 一般職の職員の給与に関する条例別表第3ハの備考(1)の人事委員会規則で定めるものは、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師とする。</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p>

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1706号

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例別表第2の備考等の規定による給料月額に乘じる割合に関する規則(規則第6-1671号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には当該移動別表細目を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後			改正前		
(趣旨)			(趣旨)		
<p><b>第1条</b> この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第59号)別表第2の備考(2)、<u>別表第3イの備考(2)及び同表ロの備考(2)</u>並びに市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年条例第61号)別表第1イの備考(2)及び同表ロの備考(2)(以下「一般職員給与条例別表第2の備考等」という。)の規定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>			<p><b>第1条</b> この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第59号)別表第2の備考(2)、<u>別表第3イの備考(2)、同表ロの備考(2)及び同表ハの備考(2)</u>並びに市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年条例第61号)別表第1イの備考(2)及び同表ロの備考(2)(以下「一般職員給与条例別表第2の備考等」という。)の規定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
ア 公安職給料表			ア 公安職給料表		
職務の級	号 給	割 合	職務の級	号 給	割 合
3 級	(略)		3 級	(略)	
	20	100分の98.95		20	100分の98.95
	(略)			21	100分の98.87
	49	100分の98.94		(略)	
			49	100分の98.94	
			50	100分の98.91	
			51	100分の98.88	
			52	100分の98.85	
イ 教育職給料表(二)			イ 教育職給料表(-)		
(略)			(略)		
ウ 教育職給料表(二)			ウ 教育職給料表(二)		
職務の級	号 給	割 合	職務の級	号 給	割 合
1 級	84	100分の99.73	1 級	84	100分の99.71
	85	100分の99.43		85	100分の99.38
	86	100分の99.17		86	100分の99.10

2 級	48	100分の99.42	2 級	48	100分の99.37
備考 給料表は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6－45号）第2条第1項の規定によるものとする。以下同じ。					
ウ 教育職給料表(三)			エ 教育職給料表(三)		
職務の級	号 給	割 合	職務の級	号 給	割 合
2 級	61	100分の99.32	2 級	61	100分の99.28

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1707号

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第8項、第9項及び第10項の規定による給料に関する規則(規則第6-1528号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(平成18年改正条例附則第9項の規定による給料の支給)</p> <p><b>第4条</b> 切替日の前日から引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第56号)の施行の日(以下「平成21年条例施行日」という。)において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」という。)である者)にあつては、当該各号に定める額に100分の99.59を乗じて得た額(適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定める表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員)にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(委員会が定めるものを除く。)には、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、平成18年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 切替日の前日から引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が委員会の定める額(平成21年条例施行日において減額改定対象職員である者)にあつては、当該委員会の定める額に100分の99.59を乗じて得た額(適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定め</p>	<p>(平成18年改正条例附則第9項の規定による給料の支給)</p> <p><b>第4条</b> 切替日の前日から引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第56号)の施行の日(以下「平成21年条例施行日」という。)において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」という。)である者)にあつては、当該各号に定める額に100分の99.59を乗じて得た額(適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定める表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員)にあつては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(委員会が定めるものを除く。)には、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 切替日の前日から引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が委員会の定める額(平成21年条例施行日において減額改定対象職員である者)にあつては、当該委員会の定める額に100分の99.59を乗じて得た額(適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定め</p>



る表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、平成18年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第10項の規定による給料の支給)

**第5条** 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(委員会の定める職員にあっては、委員会の定める額)(平成21年条例施行日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額又は当該委員会の定める額に100分の99.59を乗じて得た額(適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定める表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、平成18年改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 (略)

る表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第10項の規定による給料の支給)

**第5条** 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(委員会の定める職員にあっては、委員会の定める額)(平成21年条例施行日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額又は当該委員会の定める額に100分の99.59を乗じて得た額(適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成18年改正条例附則第8項で定める表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員にあっては、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 (略)

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1708号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別表及びその細目の表示に下線が引かれた別表及びその細目(以下「移動別表等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表及びその細目の表示に下線が引かれた別表及びその細目(以下「移動後別表等」という。)が存在する場合には当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には当該移動別表等を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示、削除号並びに別表及びその細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義等)</p> <p><b>第2条</b> この規則において次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>10</u> 「教育職給料表(二)」とは、一般職員給与条例別表第3のイ教育職給料表(二)及び市町村立学校職員給与条例別表第1のイ教育職給料表(一)をいう。</p> <p><u>11</u> 「教育職給料表(三)」とは、一般職員給与条例別表第3のロ教育職給料表(三)及び市町村立学校職員給与条例別表第1のロ教育職給料表(二)をいう。</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(級別資格基準表)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 級別資格基準表の種類は、次に掲げるとおりとし、それぞれの級別資格基準表は、同表において別に定めるものを除き、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(初任給基準表)</p> <p><b>第10条</b> 初任給基準表の種類は次に掲げるとおりとし、それぞれの初任給基準表は、同表において別</p>	<p>(用語の定義等)</p> <p><b>第2条</b> この規則において次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>10</u> 「教育職給料表(一)」とは、一般職員給与条例別表第3のイ教育職給料表(一)をいう。</p> <p><u>11</u> 「教育職給料表(二)」とは、一般職員給与条例別表第3のロ教育職給料表(二)及び市町村立学校職員給与条例別表第1のイ教育職給料表(一)をいう。</p> <p><u>12</u> 「教育職給料表(三)」とは、一般職員給与条例別表第3のハ教育職給料表(三)及び市町村立学校職員給与条例別表第1のロ教育職給料表(二)をいう。</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(級別資格基準表)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 級別資格基準表の種類は、次に掲げるとおりとし、それぞれの級別資格基準表は、同表において別に定めるものを除き、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 教育職給料表(一)級別資格基準表(別表第2の2)</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(初任給基準表)</p> <p><b>第10条</b> 初任給基準表の種類は次に掲げるとおりとし、それぞれの初任給基準表は、同表において別</p>

に定めるものを除き、その名称に表示されている  
給料表の適用を受ける職員に適用する。

(1)・(2) (略)

(3)~(9) (略)

**別表第3**

教育職給料表(二) 級別資格基準表

(略)

備考

1 本表は一般職員給与条例別表第3のイ及び  
市町村立学校職員給与条例別表第1のイの適  
用を受ける職員に適用する。

2・3 (略)

**別表第4**

教育職給料表(三) 級別資格基準表

(略)

備考

1 本表は一般職員給与条例別表第3のロ及び  
市町村立学校職員給与条例別表第1のロの適  
用を受ける職員に適用する。

2 (略)

**別表第13**

教育職給料表(二) 初任給基準表

(略)

備考

1 本表は、一般職員給与条例別表第3の  
イ及び市町村立学校職員給与条例別表第  
1のイの適用を受ける職員に適用する。

2 (略)

**別表第14**

教育職給料表(三) 初任給基準表

(略)

備考

1 本表は、一般職員給与条例別表第3の  
ロ及び市町村立学校職員給与条例別表第  
1のロの適用を受ける職員に適用する。

2 (略)

に定めるものを除き、その名称に表示されている  
給料表の適用を受ける職員に適用する。

(1)・(2) (略)

(2)の2 教育職給料表(一) 初任給基準表(別表  
第12の2)

(3)~(9) (略)

**別表第2の2**

教育職給料表(一) 級別資格基準表

(略)

**別表第3**

教育職給料表(二) 級別資格基準表

(略)

備考

1 本表は一般職員給与条例別表第3のロ及び  
市町村立学校職員給与条例別表第1のイの適  
用を受ける職員に適用する。

2・3 (略)

**別表第4**

教育職給料表(三) 級別資格基準表

(略)

備考

1 本表は一般職員給与条例別表第3のハ及び  
市町村立学校職員給与条例別表第1のロの適  
用を受ける職員に適用する。

2 (略)

**別表第12の2**

教育職給料表(一) 初任給基準表

(略)

**別表第13**

教育職給料表(二) 初任給基準表

(略)

備考

1 本表は、一般職員給与条例別表第3の  
ロ及び市町村立学校職員給与条例別表第  
1のイの適用を受ける職員に適用する。

2 (略)

**別表第14**

教育職給料表(三) 初任給基準表

(略)

備考

1 本表は、一般職員給与条例別表第3の  
ハ及び市町村立学校職員給与条例別表第  
1のロの適用を受ける職員に適用する。

2 (略)

<p>別表第18の3 昇格時号給対応表</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表(略)</p> <p>ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表(略)</p> <p>ホ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表(略)</p> <p>ヘ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表(略)</p> <p>ト 医療職給料表(三)昇格時号給対応表(略)</p> <p>チ 研究職給料表昇格時号給対応表(略)</p> <p>リ 福祉職給料表昇格時号給対応表(略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の職務の級特2級である職員を3級に昇格させた場合におけるハ教育職給料表(二)昇格時号給対応表又ニ教育職給料表(三)昇格時号給対応表の適用に当たっては、第20条の2第1項中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員にイ行政職給料表昇格時号給対応表を適用させる場合、その者が昇格した職務の級は6級までとし、ヘ医療職給料表(二)昇格時号給対応表を適用させる場合、その者が昇格した職務の級は5級までとする。</p>	<p>別表第18の3 昇格時号給対応表</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表(略)</p> <p>ニ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表(略)</p> <p>ホ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表(略)</p> <p>ヘ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表(略)</p> <p>ト 医療職給料表(二)昇格時号給対応表(略)</p> <p>チ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表(略)</p> <p>リ 研究職給料表昇格時号給対応表(略)</p> <p>ヌ 福祉職給料表昇格時号給対応表(略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の職務の級特2級である職員を3級に昇格させた場合におけるニ教育職給料表(二)昇格時号給対応表又ホ教育職給料表(三)昇格時号給対応表の適用に当たっては、第20条の2第1項中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員にイ行政職給料表昇格時号給対応表又はト医療職給料表(二)昇格時号給対応表を適用させる場合、その者が昇格した職務の級は5級までとする。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1709号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には当該移動別表細目を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>			<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
			県立看護大学	大学院研究科の授業を担当する教授、准教授及び講師（人事委員会の定める者に限る。）	1
医務薬事課	麻薬取締員	3	医務薬事課	麻薬取締員	3
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
<b>別表第2 調整基本額表（第2条関係）</b>			<b>別表第2 調整基本額表（第2条関係）</b>		
ア 行政職給料表 (略)			ア 行政職給料表 (略)		
備考 (1) (略)			備考 (1) (略)		
(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.91</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。			(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.82</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。		
イ 公安職給料表 (略)			イ 公安職給料表 (略)		
備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.91</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。			備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.82</u> を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。		
ウ 教育職給料表(一) (略)			ウ 教育職給料表(一) (略)		
エ 教育職給料表(二) (略)			エ 教育職給料表(二) (略)		
備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.91</u> を乗じ			備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める調整基本額に <u>100分の98.82</u> を乗じ		

<p>て得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p><u>エ</u> 教育職給料表(三) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>カ</u> 医療職給料表(二) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p><u>キ</u> 医療職給料表(三) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p><u>ク</u> 研究職給料表 (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p><u>ケ</u> 福祉職給料表 (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p>	<p>て得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p><u>オ</u> 教育職給料表(三) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p><u>カ</u> (略)</p> <p><u>キ</u> 医療職給料表(二) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p><u>ク</u> 医療職給料表(三) (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p><u>ケ</u> 研究職給料表 (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p> <p><u>コ</u> 福祉職給料表 (略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。</p>
--	--

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1710号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等の表示を除く。）を加える。

改 正 後		改 正 前	
(防疫等作業手当)		(防疫等作業手当)	
<b>第13条</b> (略)		<b>第13条</b> (略)	
<u>2 条例第14条第2項の著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業は、牛のとさつの作業とする。</u>			
<b>第34条</b> (略)		<b>第34条</b> (略)	
<u>(銃器犯罪捜査従事手当)</u>			
<b>第34条の2</b> 条例第44条第1項第6号の人事委員会規則で定めるものは、暴力団等から危害を受けるおそれのある者の直近若しくは周辺に警察本部長から指定された身辺警戒員を配置して行う警戒の業務又は暴力団等から危害を受けるおそれのある者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺に警戒員を固定配置して行う警戒の業務をいう。			
(併給禁止)		(併給禁止)	
<b>第38条</b> 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。		<b>第38条</b> 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。	
地域振興局及び保健所に勤務する衛生検査技師又は臨床検査技師（これらの職員と同様の業務を行う次長、環境センター長、参事、課長、課長代理、副参事、専門検査員、係長、主査、主任、主任検査員、検査員及び専任の助手を含む。）	防疫等作業手当（ <u>条例第14条第1項第3号の作業に係るものを除く。</u> ） 環境衛生検査手当	地域振興局及び保健所に勤務する衛生検査技師又は臨床検査技師（これらの職員と同様の業務を行う次長、環境センター長、参事、課長、課長代理、副参事、専門検査員、係長、主査、主任、主任検査員、検査員及び専任の助手を含む。）	防疫等作業手当 環境衛生検査手当
(略)		(略)	
2 (略)		2 (略)	

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1711号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(規則第6-118号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項(以下「移動別表項」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項(以下「移動後別表項」という。)が存在する場合には当該移動別表項を当該移動後別表項とし、移動別表項に対応する移動後別表項が存在しない場合には当該移動別表項を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前				
<b>別表第1 (第2条関係)</b>				<b>別表第1 (第2条関係)</b>				
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分	
知事の事務部局	(略)			知事の事務部局	(略)			
	東京事務所	(略)			東京事務所	(略)		
		副所長				副所長		5種
	(略)				県立看護大学	事務局長		2種
(略)			事務局次長			5種		
(略)			(略)		副学長		7種	
(略)				(略)				
備考 (略)				備考 (略)				
<b>別表第2 (第3条関係)</b>				<b>別表第2 (第3条関係)</b>				
1・2 (略)				1・2 (略)				
<u>3</u> (略)				<u>3</u> <u>教育職給料表(一)</u>				
<u>4</u> (略)				(略)				
<u>5</u> (略)				<u>4</u> (略)				
<u>6</u> (略)				<u>5</u> (略)				
<u>7</u> (略)				<u>6</u> (略)				
<u>8</u> (略)				<u>7</u> (略)				
<u>9</u> (略)				<u>8</u> (略)				
備考 (略)				<u>9</u> (略)				
<b>別表第3 (第3条関係)</b>				<b>別表第3 (第3条関係)</b>				
1・2 (略)				1・2 (略)				
<u>3</u> (略)				<u>3</u> <u>教育職給料表(一)</u>				
<u>4</u> (略)				(略)				
<u>5</u> (略)				<u>4</u> (略)				
<u>6</u> (略)				<u>5</u> (略)				
<u>7</u> (略)				<u>6</u> (略)				
<u>8</u> (略)				<u>7</u> (略)				
<u>9</u> (略)				<u>8</u> (略)				
備考 (略)				<u>9</u> (略)				
<u>9</u> (略)				<u>10</u> (略)				
備考 (略)				備考 (略)				



附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

---

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1712号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当に関する規則(規則第6-140号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(支給する職の範囲)</p> <p><b>第2条 (略)</b></p> <p>2 一般職員給与条例第24条の5第1項第2号に規定する職は、一般職員給与条例別表第1行政職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするものとする。ただし、管理職手当を支給される職でその支給割合が1種のものを除く。</p> <p style="text-align: center;">(職員の範囲)</p> <p><b>第3条</b> 一般職員給与条例第24条の5第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(第6条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを卒業した者にあつては、委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><b>第4条</b> 一般職員給与条例第24条の5第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9</p>	<p style="text-align: center;">(支給する職の範囲)</p> <p><b>第2条 (略)</b></p> <p>2 一般職員給与条例第24条の5第1項第2号に規定する職は、一般職員給与条例別表第1行政職給料表及び一般職員給与条例別表第3イ教育職給料表<del>(一)</del>の適用を受ける職員の職で医学又は歯学<del>(これらに準ずると委員会が認めるものを含む。)</del>に関する専門的知識を必要とするものとする。ただし、管理職手当を支給される職でその支給割合が1種のものを除く。</p> <p style="text-align: center;">(職員の範囲)</p> <p><b>第3条</b> 一般職員給与条例第24条の5第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、<u>第1号及び第2号</u>に掲げる職員にあつては、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(第6条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練(第6条において「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを卒業した者にあつては、委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前条第2項に規定する職に採用された職員(前号に掲げる職員を除く。)</u>であつて、<u>保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する看護師免許証若しくは学校教育法に規定する博士(医学)の学位を有する者(委員会が定める者に限る。)</u></p> <p><b>第4条</b> 一般職員給与条例第24条の5第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9</p>

条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第2条第1項に規定する職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第2項に規定する職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

(支給期間及び支給額)

**第6条** 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 (略)

条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第2条第1項に規定する職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第2項に規定する職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

(3) 新たに第2条第2項に規定する職を占めることとなつた職員で、保健師助産師看護師法に規定する看護師免許証若しくは学校教育法に規定する博士（医学）の学位を有するもので委員会が定める者

(支給期間及び支給額)

**第6条** 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第3条第3号及び第4条第3号に掲げる職員以外の職員にあつては大学（旧専門学校令による専門学校等で委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となつた日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 (略)

**第2条** 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
1 年 未 満	円 410,900	円 365,500	円 306,000	円 50,000
1年以上2年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
2年以上3年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
3年以上4年未満	410,900	366,500	306,000	50,000
4年以上5年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
5年以上6年未満	410,900	365,500	306,000	50,000
6年以上7年未満	410,900	365,500	306,000	48,200
7年以上8年未満	410,900	365,500	306,000	46,400
8年以上9年未満	410,900	365,500	306,000	44,600
9年以上10年未満	410,900	365,500	306,000	42,800
10年以上11年未満	410,900	365,500	306,000	41,000
11年以上12年未満	410,900	365,500	306,000	39,200
12年以上13年未満	410,900	365,500	306,000	37,400
13年以上14年未満	410,900	365,500	306,000	35,600
14年以上15年未満	410,900	365,500	306,000	34,200
15年以上16年未満	410,900	365,500	306,000	32,800
16年以上17年未満	406,500	361,500	302,700	31,400
17年以上18年未満	402,100	357,500	299,400	30,000
18年以上19年未満	397,700	353,500	296,100	28,600
19年以上20年未満	393,300	349,500	292,800	27,200
20年以上21年未満	388,900	345,500	289,500	25,800
21年以上22年未満	369,600	328,700	275,800	25,200
22年以上23年未満	349,900	311,600	261,800	24,600
23年以上24年未満	330,700	295,000	248,400	23,700
24年以上25年未満	311,400	278,100	234,600	23,100
25年以上26年未満	292,000	261,300	221,000	22,500
26年以上27年未満	269,400	240,600	203,400	21,900
27年以上28年未満	247,200	220,300	186,400	21,300
28年以上29年未満	224,900	200,000	169,200	20,600
29年以上30年未満	202,200	179,300	151,600	20,300
30年以上31年未満	177,500	157,500	133,700	19,900
31年以上32年未満	152,700	135,600	115,500	19,300
32年以上33年未満	128,200	114,000	97,700	18,500
33年以上34年未満	90,200	82,200	71,700	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	16,900

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1713号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5条の5</b> 一般職員給与条例第25条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（第2号から第4号までに掲げる職員にあつては、休職にされている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項又は市町村立学校職員給与条例第40条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 一般職員給与条例第25条第5項の100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員のうち管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員並びに同項第2号及び第3号に掲げる職員のうち委員会の定める職員100分の25</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第5条の5</b> 一般職員給与条例第25条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（第2号から第4号までに掲げる職員にあつては、休職にされている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項又は市町村立学校職員給与条例第40条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 一般職員給与条例第7条第4項に規定する職にある職員（外国派遣職員を除く。)</u></p> <p>2 一般職員給与条例第25条第5項の100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員のうち管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員、同項第2号及び第3号に掲げる職員のうち委員会の定める職員<u>並びに同項第4号に掲げる職員</u> 100分の25</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(期末手当の減額)</u></p> <p><b>第5条の6</b> <u>一般職員給与条例第25条第2項の任命権者が定める減ずる額（次項において「減ずる額」という。）は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 一般職員給与条例第25条第2項に規定する在職期間において懲戒処分を受けた職員 当該職員の同項に規定する期末手当基礎額に期末手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合（次号において「別支給割合」という。）を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合（次号において「在職期間別割合」という。）を乗じて得た額（以下「通常の場合の期末手当の額」という。）に100分の40を乗じて得た額を超えない範囲内で任命権者が定める額</u></p>

(2) 前号の職員以外の職員 当該職員の一般職員給与条例第25条第4項に規定するそれぞれの月額合計額に期別支給割合を乗じて得た額にその者の在職期間別割合を乗じて得た額に100分の20を乗じて得た額を超えない範囲内で任命権者が定める額

2 任命権者は、前項第1号に掲げる職員について懲戒処分事由となつた行為の態様等に照らして特に必要があると認める場合には、同項の規定にかかわらず、委員会の承認を得て、当該職員に係る減ずる額を通常の場合の期末手当の額の100分の40を超え100分の100未満の範囲内で定めることができる。

別表第1

給料表	職 員	加算割合
(略)		
医療職給料表(三)	(略)	100分の5
	職務の級5級及び4級の職員並びに3級の職員(係長級の職員に限る。)	
(略)		

備考1・2 (略)

3 この給料表欄に掲げる給料表のうち、行政職給料表、教育職給料表(二)、教育職給料表(三)及び医療職給料表(二)についての適用は、職員の初任給、昇格、昇級等に関する規則(規則第6-45号)第2条の定めるところによるものとする。

4 (略)

別表第1

給料表	職 員	加算割合
(略)		
医療職給料表(三)	(略)	100分の5
	職務の級5級及び4級の職員並びに3級の職員(係長級の職員に限る。)	
教育職給料表(一)	職務の級6級の職員	100分の20
	職務の級5級の職員	100分の15
	職務の級4級及び3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員(委員会が定める職員に限る。)	100分の5
(略)		

備考1・2 (略)

3 この給料表欄に掲げる給料表のうち、行政職給料表、教育職給料表(一)、教育職給料表(二)、教育職給料表(三)及び医療職給料表(二)についての適用は、職員の初任給、昇格、昇級等に関する規則(規則第6-45号)第2条の定めるところによるものとする。

4 (略)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1714号**

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当に関する規則（規則第6-111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
<p><b>第2条</b> この規則において「教員」とは、一般職給与条例第6条第1項第3号に定める<u>イ</u>教育職給料表（二）及び市町村立学校職員給与条例第5条第1項第1号に定めるイ教育職給料表（一）の適用を受ける職員で副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は常時勤務に服する講師をいう。</p>	<p><b>第2条</b> この規則において「教員」とは、一般職給与条例第6条第1項第3号に定める<u>ロ</u>教育職給料表（二）及び市町村立学校職員給与条例第5条第1項第1号に定めるイ教育職給料表（一）の適用を受ける職員で副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は常時勤務に服する講師をいう。</p>

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1715号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(規則第6-661号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(義務教育等教員特別手当の月額)	(義務教育等教員特別手当の月額)
<p><b>第4条</b> 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)</p> <p>(1) 一般職員給与条例第27条の5第1項に規定する職員で一般職員給与条例別表第3ロの表の適用を受けるもの及び市町村立学校職員給与条例第29条の4第1項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第1ロの表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2) 一般職員給与条例第27条の5第1項に規定する職員で一般職員給与条例別表第3イの表の適用を受けるもの及び市町村立学校職員給与条例</p>	<p><b>第4条</b> 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)</p> <p>(1) 一般職員給与条例第27条の5第1項に規定する職員で一般職員給与条例別表第3ハ教育職給料表(三)の適用を受けるもの及び市町村立学校職員給与条例第29条の4第1項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第1ロ教育職給料表(二)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2) 一般職員給与条例第27条の5第1項に規定する職員で一般職員給与条例別表第3ロ教育職給料表(二)の適用を受けるもの及び市町村立学</p>



第29条の4第1項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第1イの表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額  (3)～(7) (略)	校職員給与条例第29条の4第1項に規定する職員で市町村立学校職員給与条例別表第1イ教育職給料表(一)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額  (3)～(7) (略)
---	---

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

---

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1716号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第4条の5関係）		別表（第4条の5関係）	
ア（略）		ア（略）	
イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	
第1号区分	(1) (略) (2) <u>平成18年4月1日から平成25年3月31日までの間において適用されていた一般職の職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後平成25年3月以前の一般職員給与条例」という。）の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたものうち委員会の定めるもの</u> (3)～(5) (略)	第1号区分	(1) (略) (2) <u>平成18年4月以後の一般職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたものうち委員会の定めるもの</u> (3)～(5) (略)
第2号区分	(1) (略) (2) <u>平成18年4月以後平成25年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</u> (3)～(5) (略)	第2号区分	(1) (略) (2) <u>平成18年4月以後の一般職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</u> (3)～(5) (略)
(略)		(略)	
第4号区分	(1)・(2) (略) (3) <u>平成18年4月以後平成25年3月以前の一般職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</u> (4)～(13) (略)	第4号区分	(1)・(2) (略) (3) <u>平成18年4月以後の一般職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</u> (4)～(13) (略)
第5号区分	(1) <u>平成18年4月以後の一般職員給与条例の行政職給料表又は平成25年4月1日以後適用されている市町村立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの</u> (2)～(12) (略)	第5号区分	(1) <u>平成18年4月以後の一般職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの</u> (2)～(12) (略)

第6号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後平成25年3月 以前の一般職員給与条例の教育職 給料表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が4級であつたも の (4)～(8) (略)	第6号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後の一般職員給与 条例の教育職給料表(一)の適用を受け ていた者でその属する職務の級が4 級であつたもの (4)～(8) (略)
第7号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後平成25年3月 以前の一般職員給与条例の教育職 給料表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が3級であつたも の (4)～(11) (略)	第7号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後の一般職員給与 条例の教育職給料表(一)の適用を受け ていた者でその属する職務の級が3 級であつたもの (4)～(11) (略)
第8号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後平成25年3月 以前の一般職員給与条例の教育職 給料表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が2級であつたも ののうち委員会の定めるもの (4)～(12) (略)	第8号 区分	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後の一般職員給与 条例の教育職給料表(一)の適用を受け ていた者でその属する職務の級が2 級であつたもののうち委員会の定め るもの (4)～(12) (略)
(略)		(略)	

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

**新潟県教育委員会規則第6号**

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則等の一部改正)

**第1条** 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第1</b> (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">技能労務職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第6</b> (第7条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.91</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p>	<p><b>別表第1</b> (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">技能労務職給料表</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める給料月額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。</p> <p><b>別表第6</b> (第7条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に<u>100分の98.82</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基本額とする。</p>

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年新潟県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～6 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き規則別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年新潟県教育委員会規則第13号)の施行の日において同規則附則第2項の規定により一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年新潟県条例第56号)附則第2項第1号に規定する減額対象職員とみなされる者)にあっては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額(その職務の級が4級以上の職員にあって</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1～6 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 切替日の前日から引き続き規則別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(平成21年新潟県教育委員会規則第13号)の施行の日において同規則附則第2項の規定により一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年新潟県条例第56号)附則第2項第1号に規定する減額対象職員とみなされる者)にあっては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額(その職務の級が4級以上の職員にあって</p>

<p>は、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(教育長が定める職員を除く。)には、<u>平成26年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額から、その差額に相当する額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を給料として支給する。</p> <p>8～11 (略)</p>	<p>は、当該額に100分の98.82を乗じて得た額)とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(教育長が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>8～11 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(施行細則)

- 2 この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。